

Q 1ヵ月単位の変形制において1日や1週の所定労働時間数の限度がありますか

A 1ヵ月単位の変形制では、平均して1週あたりの労働時間数が40時間（特例措置対象事業場では44時間）以内におさまればよいので、特に1日または1週の所定労働時間数について限度が設けられているわけではありません。

もともと、例えば1日15時間という労働時間が妥当かどうかは安全・健康等の面からも配慮する必要があります。